

〇京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例

令和3年12月20日

京都市条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を促進し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 本市の区域内に居住する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして別に定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者として別に定めるものをいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (5) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

(名簿情報の正確性の確保)

第3条 市長は、名簿情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次の各号に掲げる避難支援等関係者に対し、それぞれ当該各号に掲げる名簿情報を提供するものとする。

- (1) 別に定める避難支援等関係者 避難行動要支援者のうち、別に定める方法により名簿情報の提供を拒否する旨の申出をした者（以下この号において「拒否者」という。）以外の者に係る名簿情報（次号において「拒否者以外の名簿情報」という。）及び拒否者に係る名簿情報（法第49条の10第2項第1号から第4号までに掲げる事項その他別に定める事項に限る。）
- (2) 前号に掲げる避難支援等関係者以外の避難支援等関係者 拒否者以外の名簿情報

(名簿情報の活用)

第5条 前条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるものとする。

- 2 法第49条の11第3項又は前条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該名簿情報の提供を受けた者（当該名簿情報の提供を受けた者が法人である場合にあっては、その役員）及びその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者並びにその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障のない範囲内で、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

(協定の締結)

第6条 第4条の規定により名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者は、市長と名簿情報の取扱いに関する協定を締結しなければならない。

(名簿情報の漏えい防止のための措置)

第7条 名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

(名簿情報の利用及び提供の制限)

第8条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 第4条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（当該避難支援等関係者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関し、名簿情報の提供を受けた者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第49条の11第2項の規定により提供されている名簿情報（京都市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定により提供されている名簿情報を含む。）は、第4条の規定により提供された名簿情報とみなす。

○京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則

令和3年12月20日

京都市規則第62号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 専ら居宅において生活を営む者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分（同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。次号において同じ。）が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（次号において「要介護認定等に係る省令」という。）第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当するもの

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を受けている者のうち、当該区分が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの

ウ 緊急通報システム（急病、災害その他の緊急事態において、緊急に消防局に通報できるシステムをいう。以下同じ。）を利用している者

(2) 専ら居宅において生活を営む者であって、次のいずれかに該当し、かつ、単身で生活するもの又は前号アからウまでに掲げる者若しくは次のいずれかに該当する者のみと同居するもの

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級又は2級に該当するもの

イ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている65歳以上の者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る省令第1条第1項第1号に規定する要介護1又は同項第2号に規定する要介護2に該当するもの

ウ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている65歳以上の者のうち、当該要支援認定に係る要支援状態区分（同法第7条第2項に規定する要支援状態区分をいう。）が、要介護認定等に係る省令第2条第1項第1号に規定する要支援1又は同項第2号に規定する要支援2に該当するもの

エ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がAに該当するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である旨を市長に申し出た者であって、市長が特に配慮が必要であると認めるもの

(避難支援等関係者の範囲)

第3条 条例第2条第3号に規定する別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民生委員法第20条第1項に規定する民生委員協議会
- (2) 社会福祉法第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会
- (3) 災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織
- (4) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (5) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織
- (6) 京都市障害者地域生活支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児とその家族等の地域生活を総合的に支援することを目的とした事業を実施するために設置した機関をいう。）
- (7) 公益社団法人京都府視覚障害者協会
- (8) 特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会
- (9) 京都市聴覚障害者協会
- (10) 一般社団法人京都手をつなぐ育成会
- (11) 公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会
- (12) 学区社会福祉協議会（第2号に規定する地区社会福祉協議会その他の関係団体と連携し、地域における社会福祉に関する活動に取り組む住民が主体となって、学区ごとに組織される団体をいう。）
- (13) 老人福祉員（市長からの依頼を受け、訪問による高齢者の安否の確認その他高齢者の福祉の向上を図るうえで必要な活動を行う者をいう。）

（避難行動要支援者名簿の記載事項）

第4条 避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 年齢
- (2) 世帯の状況
- (3) 世帯主の氏名及び当該世帯主との続柄
- (4) 避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に同意し、又は提供を拒否する旨の申出の有無
- (5) 緊急通報システムの利用の有無

（名簿情報の提供に係る取扱い）

第5条 条例第4条第1号に規定する別に定める避難支援等関係者は、第3条第1号、第4号及び第13号に該当するものとする。

第6条 条例第4条第1号に規定する別に定める方法は、本人又はその代理人が、書面により市長に申し出る方法とする。

- 2 条例第4条第1号に規定する拒否者が、名簿情報の提供を拒否する旨の申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、書面により市長にその旨を申し出なければならない。

第7条 条例第4条第1号に規定する別に定める事項は、年齢とする。

（協定事項）

第8条 条例第6条に規定する協定（以下「協定」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者の住所又は居所に係る町名及び地番の範囲に関する事項
- (2) 名簿情報の管理に係る責任者に関する事項
- (3) 避難行動要支援者名簿の保管に関する事項

- (4) 名簿情報の利用の制限に関する事項
- (5) 秘密を守る義務に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、名簿情報の取扱いに関し必要な事項として別に定めるもの

(委任)

第9条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都市避難行動要支援者名簿取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(名簿利用の目的)

第3条 名簿は次の目的のために利用する。

- (1) 条例第4条に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するため。
- (2) 平常時における防火防災指導に利用するため。
- (3) 災害発生時又は発生するおそれがある場合における避難行動要支援者の避難支援等を行うため。

(市長が特に配慮が必要であると認めるもの)

第4条 規則第2条第3号に規定する、市長が特に配慮が必要であると認めるものは、次号に掲げるものとする。

- (1) 単身世帯に属する65歳以上の者のうち、平常時からの名簿情報の提供に同意があったもの
- 2 前項に規定する対象者に係る同意の取得のための活動を行う団体は、本市の市域内に主たる事業所を置く、規則第3条第1項第4号に規定する、地域包括支援センターとする。
- 3 前項に規定する同意の取得は、「京都市避難行動要支援者名簿に係る個人情報の提供同意書（第1号様式）」により行うものとする。
- 4 各学区民生児童委員協議会、各区社会福祉協議会及び各学区社会福祉協議会は、必要に応じて地域包括支援センターによる対象者の自宅等への訪問活動に同行するなど、事業の実施に関して積極的に協力するものとする。
- 5 第2項に規定する団体は、第3項により対象者から取得した同意書を取りまとめたうえで、市長に提出するものとする。

(実施主体、事務分担等)

第5条 名簿に係る事務は、行財政局、保健福祉局、区役所及び区役所支所並びに消防局が共同して行うものとする。

2 行財政局は、災害発生時における名簿の活用の調整に関する事務を担当するものとする。

3 保健福祉局は、名簿の作成、平常時における提供、更新及び更新前の名簿の回収並びに処分に関するもののほか、この事務の総合的な運営及び調整に関することを担当するものとする。

4 区役所及び区役所支所は、平常時における名簿の提供及び回収並びに災害発生時における避難所での名簿の提供及び回収に関することを担当するものとする。

5 消防局は、平常時における防火防災指導への名簿の利用に関する事務を担当するものとする。

6 名簿は、行財政局、保健福祉局、区役所及び区役所支所並びに消防局が、紙文書により保管し、又は電子データにより保有するものとする。

(災害発生時の名簿情報の提供)

第6条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所が開設されたときは、住民の共助による避難行動要支援者の避難支援等に活用できるよう、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、必要と認められる避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。

2 市長は、前項の規定により名簿を提供する時は、「京都市避難行動要支援者名簿受渡簿（第2号様式）」の提出を求めるとともに、提供した名簿を紛失しないこと、避難支援等が完了したときは名簿を返却すること、避難支援等により知り得た個人情報を他人に漏らさないこと等の、避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 市長は、避難支援等関係者その他の者による名簿情報を活用した避難支援等が完了したときは、名簿情報を提供したものに活動結果の報告を求めるものとする。

(平常時の名簿情報の提供に基づく取組)

第7条 条例第5条の規定による災害の発生に備え、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるための取組は、名簿情報に基づき、名簿登載者の自宅等を訪問し、名簿登載者の状況把握や地域活動への参加の呼びかけ等の見守り活動（京都市地域におけ

る見守り活動促進事業), その他, 防災意識の向上に関する取組等によるものとする。

(意向確認)

第8条 市長は、避難行動要支援者に対して、「「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する意向確認調査票（第3号様式）」により、名簿情報の提供について意向確認を実施しなければならない。

2 規則第6条第1項で規定する名簿情報の提供を拒否する旨の申出は、前項に規定する「「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する意向確認調査票（第3号様式）」又は、「京都市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する拒否届出書（第4号様式）」により行うものとする。

3 規則第6条第2項で規定する名簿情報の提供を拒否する旨の申出を撤回する旨の申出は、「京都市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書（第5号様式）」により行うものとする。

(名簿情報の内容の変更)

第9条 避難行動要支援者は、名簿情報の内容を変更する場合は、「京都市避難行動要支援者名簿の登載情報に関する変更届（第6号様式）」により、市長に届け出なければならない。

(名簿情報の提供等に係る申請等)

第10条 条例第4条の規定により名簿情報の提供を受けようとする規則第3条に規定する避難支援等関係者は、「協定締結の申出書兼名簿貸出申請書（第7号様式）」を市長に提出しなければならない。ただし、規則第3条第13号に規定する老人福祉員については、同条第1号に規定する民生委員協議会からの「協定締結の申出書兼名簿貸出申請書（第7号様式）」の提出をもってこれに代える。

2 規則第3条第12号に規定する学区社会福祉協議会は、同条第2号に規定する地区社会福祉協議会に対して、名簿を管理することを求めることができる。

3 前項の規定に基づき、規則第3条第2号に規定する地区社会福祉協議会が、名簿を管理しようとする場合は、「管理に係る協定締結の申出書（第8号様式）」を市長に届出なければならない。

4 市長は、事業の円滑な実施のために必要と認める場合は、避難支援等関係者からの申請に基づき、名簿の副本を作成し、当該避難支援等関係者へ貸し出すことができる。

(協定の締結)

第11条 市長は、前条第1項による申請があったときは、条例第6条に基づき協定を締結したうえで、名簿情報を提供するものとする。

2 避難支援等関係者は、当該避難支援等関係者の活動地域に居住する対象者の情報に限り、名簿情報の提供を受けることができる。

3 名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、市長に対し、「京都市避難行動要支援者名簿借受書（第9号様式）」を提出するものとする。

4 規則第8条第7号に規定する名簿情報の取扱いに関し必要な事項として別に定めるものは、協定書に関して疑義が生じた際の取扱等とする。

（申請内容の変更）

第12条 名簿の提供を受けた規則第3条に規定する避難支援等関係者は、名簿管理責任者に係る申請内容（第10条第1項及び第3項における名簿貸出及び管理に係る申請内容）に変更があった場合は、速やかに「管理責任者等変更届（第10号様式）」により、市長に届け出なければならない。

2 規則第3条第13号に規定する老人福祉員に係る申請内容（第10条第1項における名簿貸出に係る申請内容）に変更があった場合は、当該老人福祉員の活動地域において活動する同条第1号に規定する民生委員協議会の代表者は、「老人福祉員に関する申請内容変更届（第11号様式）」により、市長に届け出なければならない。

（名簿の貸出辞退申請）

第13条 名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿の提供を辞退するときは、「貸出辞退申請書（第12号様式）」を、市長に申請しなければならない。

（個人情報保護及び名簿情報の管理）

第14条 条例第7条に基づく名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるため、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、当該避難支援等関係者における個人情報保護に関する取扱方針等の整備に努めるとともに、名簿の破損、改ざんその他個人情報の漏えい等の事故を防止するために、次の各号に掲げるとおり名簿を適正に管理しなければならない。

(1) 名簿管理責任者及び名簿副本管理責任者（第10条第4項の規定に基づき、副本の貸出が必要と認める場合に限る。以下同じ。）を選任し、市長に届け出ること。

(2) 名簿管理責任者は、原則として、申請のあった避難支援等関係者の代表者が就任するものとする。ただし、名簿管理責任者が特に必要と認める場合は、申請のあった避

難支援等関係者の構成員の中から名簿保管責任者を定め、名簿を保管させることができる。

- (3) 施錠管理を確実に行うとともに、名簿管理責任者、名簿保管責任者（名簿管理責任者が前号の規定に基づき名簿保管責任者を定めることが必要と認める場合に限る。以下同じ。）及び名簿副本管理責任者のみが鍵を管理すること。

- (4) 複写しないこと。

- (5) 電子データに加工しないこと。

- (6) 名簿管理責任者、名簿保管責任者又は名簿副本管理責任者以外の当該避難支援等関係者の職員又は構成員に名簿の登載事項を知らせる必要がある場合は、名簿管理責任者、名簿保管責任者又は名簿副本管理責任者の立合いの下で、閲覧させる方法によること。

なお、当該避難支援等関係者に属する者が多数に及ぶ場合は、あらかじめ名簿を閲覧できる者を定めておくなど、適切な管理を行うこと。

- (7) 名簿の更新の際には、更新前の名簿を市長に返却のうえ、更新後の名簿の提供を受けること。

（秘密の保持義務）

第15条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者は、名簿情報及び避難支援等により知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

- 2 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者は、名簿情報を第3条に規定する目的以外に利用してはならない。

- 3 名簿の提供を受けた避難支援等関係者その他の者が条例、要綱又は協定に違反したときは、市長は、名簿を直ちに返却するよう求めることができる。

（損害賠償）

第16条 避難支援等の実施により、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者が故意又は重過失により対象者等に損害を与えた場合、市長は損害賠償に要した費用を当該避難支援等関係者に請求することができる。

（市長等の責務）

第17条 市長及び消防局長は、名簿情報について、災害対策基本法第49条の11第1項若しくは第3項並びに条例第4条の規定に基づき避難支援等関係者その他の者に提供する場合を除き、他に漏らしてはならない。

2 市長及び消防局長は、名簿情報を紛失しないよう厳重に取り扱うとともに、その記載情報が避難行動要支援者の支援に関係のない者に知られないよう適正に管理するため、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる名簿情報の管理責任者を置く。

- (1) 行財政局 防災危機管理室 地域防災推進課長
- (2) 保健福祉局 保健福祉総務課長
- (3) 区役所 総務・防災課長及び健康長寿推進課長
- (4) 区役所支所 総務・防災課長及び健康長寿推進課長
- (5) 消防局 市民安全課長
- (6) 消防署 消防署長
- (7) 消防分署 消防分署長

(補則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局長、保健福祉局長、区長及び担当区長並びに消防局長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

いざという時に備えて/

平常時から地域で活用できる

ひ なん こう どう よう し えん しゃ めい ぼ
「避難行動要支援者名簿」

をこ存じですか？



「避難行動要支援者名簿」
って、どんなもの？



災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)を登載した名簿です。

京都市では、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に基づき、お住まいの地域への情報提供に同意いただいた方(=不同意の意思を示した方以外)を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、普段から地域でこの名簿を活用して、支援を必要とする方の把握、日頃からの声掛けや見守り活動に役立てます。

また、避難行動要支援者全員を登載した名簿を行政で保管し、災害発生時には地域の避難所運営協議会等に提供できる体制を整えているほか、住所、氏名などの基本情報のみを掲載した名簿を、厳格な守秘義務のもと地域包括支援センターや民生児童委員に提供しています。

同意された方も、地域の方々と積極的にコミュニケーションを取るよう心掛けていただくことが、いざという時の安心につながります。

なお、災害時には、避難支援を行う方やそのご家族の安全が確保されたうえで、可能な範囲で支援を行います。

※支援を行う方も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい場合もあります。また支援者が法的責任や義務を負うものではありません。

市内にお住まいで次のいずれかの方が
対象となります。(施設等入所者は除く。)

- 要介護3以上の方
- 65歳以上で要介護1・2の方及び要支援1・2の方のうち、一人暮らしの方など(※)
- 身体障害者手帳1級・2級の方及び療育手帳A判定の方のうち、一人暮らしの方など(※)
- 障害支援区分4以上の方
- 本市の緊急通報システム事業を利用されている方
- 65歳以上で一人暮らしの方(同意のあった方) など

(※)これらの方のみ、又はその他の避難行動要支援者に該当する方のみと同居している方を含みます。

どんな人が名簿に
載っているの？

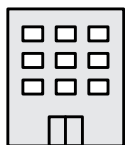


Q どんな内容が登載されるの？

A 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、身体の状態(介護度や障害支援区分、障害者手帳の種類等)、暮らしの状態(独居等)、世帯主の氏名、緊急連絡先などが提供されます。



Q どんなところに提供されるの？



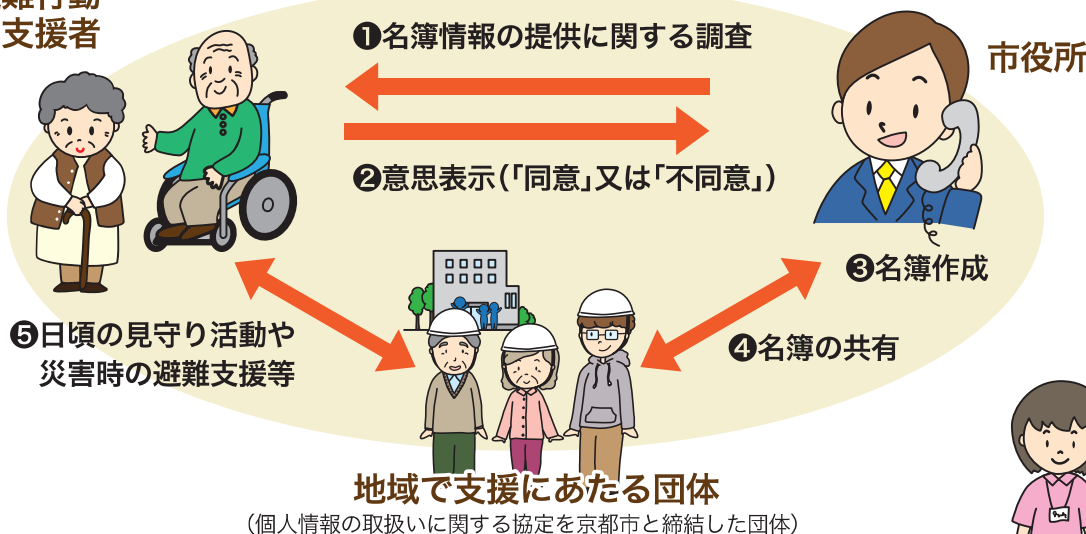
A 地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、障害者福祉団体、各学区民生児童委員協議会、各学区社会福祉協議会、地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体(学区単位の自主防災会など)に提供されます。

※この他、個人情報の取扱いに関する協定を結んだ団体に提供する場合があります。

Q 提供した個人情報の取扱いは？

A 名簿を提供する全ての団体と、この活動の目的以外に情報を使用しないことや厳格な情報管理等を定めた協定を締結します。情報の提供を受けた方は、災害対策基本法及び本市条例により守秘義務が課せられます。

避難行動
要支援者



お問合せ先

- 京都いつでもコール(年中無休8時~21時)
電話：075-661-3755 FAX：075-661-5855
- 京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
電話：075-222-3360 FAX：075-222-3386

●「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」についてのホームページを作成しています。



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
京都市印刷物 第034718号
発行：令和4年1月



[illegible]

本調査用紙は、「避難行動要支援者名簿」の登録対象の方にお送りしています。
**この用紙を返信用封筒に入れて
ポストに投函してください。**

ひ な ん こ う ど う よ う し え ん し ゃ め い ば
じ ょ う ほ う て い き よ う
か ん
い こ う か く に ん ち ょ う さ ひ よ う

【「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する意向確認調査票】

名簿情報（※１）を、平常時から地域の避難支援等関係者（※２）に提供することに

☐ 同意します。

☐ 同意しません。

□のいずれかにチェックをしてください。

【代理記載の場合】

私は、（本人） _____ が自筆できないため、代理人（注）として、名簿情報の提供に関する意向を届け出ます。

氏名（代理記載人）	本人との関係	電話番号

住所	
----	--

（注）ご家族や法定代理人，お世話をされている方（ケアマネジャー等）

（※１）名簿情報：住所，氏名，性別，生年月日，電話番号，身体の状態（介護度や障害支援区分，身体障害者手帳の種類等），暮らしの状態（独居等），世帯主の氏名，緊急連絡先など。

（※２）避難支援等関係者（提供先）：地域包括支援センター，障害者地域生活支援センター，障害者福祉団体，各学区民生児童委員協議会，各学区社会福祉協議会，地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体（学区単位の自主防災会などで個人情報 の 取 扱 い に 関 す る 協 定 を 京 都 市 と 締 結 し た 組 織）。

☐のいずれかにチェックをしてください。

【代理記載の場合】

私は、(本人) _____が自筆できないため、代理人(注)として、名簿情報の提供に関する意向を届け出ます。

氏名（代理記載人）	本人との関係	電話番号
住所		

(注) ご家族や法定代理人、お世話をされている方(ケアマネジャー等)

(※1) 名簿情報：住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、身体の状態（介護度や障害支援区分、身体障害者手帳の種類等）、暮らしの状態（独居等）、世帯主の氏名、緊急連絡先など。

(※2) 避難支援等関係者（提供先）：地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、障害者福祉団体、各学区民生児童委員協議会、各学区社会福祉協議会、地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体（学区単位の自主防災会などで個人情報の取扱いに関する協定を京都市と締結した組織）。

～ご記入にあたってのお願い～

- 1 この調査票は、原則として「あて名」のご本人がお答えください。ただし、「あて名」の方が答えることが難しい場合には、ご家族や法定代理人、お世話をされている方（ケアマネジャー等）が回答をお手伝いされるか、ご本人の立場に立って代わりにお答えください。
- 2 回答は、□のいずれかにチェックをお願いします。
- 3 ご記入いただきました調査票（本紙）を同封の専用の返信用封筒に入れて、
令和 年 月 日（ ） までに、郵便ポストに投函してください。
- 4 期日までに返信がない場合は、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」により、同意いただいたものとして、名簿情報を地域に提供させていただきますので、ご了承ください。なお、「同意」・「不同意」の意向については、いつでも変更が可能です。

- 1 この調査票は、原則として「あて名」のご本人がお答えください。ただし、「あて名」の方が答えることが難しい場合には、ご家族や法定代理人、お世話をされている方（ケアマネジャー等）が回答をお手伝いされるか、ご本人の立場に立って代わりにお答えください。
- 2 回答は、□のいずれかにチェックをお願いします。
- 3 ご記入いただきました調査票（本紙）を同封の専用の返信用封筒に入れて、

令和 年 月 日() までに、郵便ポストに投函してください。

4 期日までに返信がない場合は、「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」により、同意いただいたものとして、名簿情報を地域に提供させていただきますので、ご了承ください。なお、「同意」・「不同意」の意向については、いつでも変更が可能です。

避難行動要支援者名簿の作成事務のフロー図

